

滋賀県スマートコミュニティ検討支援事業補助金 Q&A

〔補助対象事業者に関すること〕

Q 1 補助対象は会社法人のみか？

A 1 法人格を有する事業者であれば、法人の種類は問いません。

Q 2 「県税の滞納がないこと」とあるが、具体的にどういうことか？

A 2 県の補助事業であることから、県税が納付されていることを要件としています。各県税事務所において交付する納税証明書（県税に未納がないことの証明）を添付していただく必要があります。なお、採択申請書の提出時において、県内事業所等を有しない場合は、納税証明書の添付は不要です。

〔補助対象事業に関すること〕

Q 3 「エネルギーの面的利用」とはどのようなものか？

A 3 個々の建物ではなく、複数の建物間を電力線や熱導管等で繋ぎ、電力や熱の融通を行うことです。

Q 4 何をもって事業の着手とするのか？

A 4 支払いの相手方との契約（発注）をもって、事業の着手とします。したがって、契約（発注）を伴わない見積書の徴取や入札等の準備は可能です。

Q 5 複数の市町にまたがる地域を候補地とすることは可能か？

A 5 県内市町であれば可能です。ただし、本事業の検討委員会等には該当するすべての市町が参画する必要があります。

Q 6 検討または計画する候補地・地点が複数ある場合は、まとめて申請することは可能か？

A 6 可能です。この場合、必要に応じて事業計画書に該当項目を追加し、整理して記載してください。なお、複数の再生可能エネルギー等の導入を検討または計画する場合も同様です。

Q 7 コンサルタント等に計画策定業務等を委託することは可能か？

A 7 可能です。ただし、補助事業者の意思を適切に反映させる指示を行うなど、共同して事業を進めてください。

Q 8 発電機を設置して実証実験を行うことは可能か？

A 8 リース・レンタルにより実施することは可能です。ただし、備品購入費や設備設置等に要する経費は、補助対象経費となりません。

〔補助対象経費等に関すること〕

Q 9 電力会社に対する系統連系の照会費用等は補助対象となるか？

A 9 系統連系の照会費用等は再生可能エネルギー等の導入に付随して発生する経費であり、補助対象経費となりません。

Q 10 他地域への視察等の旅費は補助対象となるか？

A 10 補助対象となります。ただし、参加者は事業実施に真に必要な人数としてください。

Q 11 「補助金額は、補助対象経費からその他収入額を控除した額」とあるが、その他収入額とは具体的に何か？

A 11 市町からの補助金や本事業に参画する企業等からの賛助会費等です。

〔その他〕

Q 12 経費が不要な会議等を交付決定前に開催することは可能か？

A 12 可能です。また、発注を伴わない参考見積りや入札等の準備は可能です。ただし、事業計画書に記載されている内容は、交付決定後に開始してください。

Q 13 申請した事業計画の内容を交付決定後に変更することは可能か？

A 13 可能です。ただし、事業計画の変更を行う場合は合理的な理由が必要です。あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）に必要書類を添えて提出してください。

Q 14 概算払いは可能か？

A 14 事業を遂行するために必要があると認めるときは、事業の進捗に応じて概算払いすることができます。この場合、補助金交付請求書（様式第9号）に出来高（支出分）を確認できる支出関係書類を添えて提出してください。

Q 15 事業費の支払は手形でも可能か？

A 15 手形での支払も可能ですが、手形が決済された時点で支払完了となりますので、令和3年3月31日までに決済されていることが必要となります。また、実績報告時には決済されていることが確認できる書類を提出していただく必要があります。なお、手形の裏書譲渡による支払は認めません。